

2014年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案

2013年11月6日

日本共産党埼玉県委員会
日本共産党埼玉県議会議員団

2013年11月6日

埼玉県知事

上田清司様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

日頃の県政運営に対しまして敬意を表します。

本年9月には越谷市・松伏町および熊谷市・行田市・滑川町で竜巻が発生し、甚大な被害をもたらしました。本県では経験のない災害であるだけに、被災者の生活再建に全力であたるとともに、今回の教訓を今後に生かすことが求められています。

また、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故では2年半以上経過しました。しかし被災者の生活再建も被災地の復興もまだまだ道半ばであり、原発事故についても収束にほど遠い状態です。

災害に強い県土づくりとともに、平常時からの福祉と医療など社会保障の充実は、災害への最大の備えと言えます。しかしながら安倍自公政権は「税と社会保障の一体改革」の名のもとに、社会保障を切り捨て、地方自治体への負担を強化してきています。今こそ、県政はこうした国の悪政の防波堤の役割を果たすことが強く求められます。

こうした立場から、2014年度予算の編成にあたって、第一の柱として「安全・安心、防災の埼玉の実現を」、第二の柱として「国の悪政から県民の命と暮らし、人権を守る県政の実現を」をはじめとして、以下の通り206項目（要望・提案件数340件）の重点要望・提案と地域の要望を提出するものです。

目 次

I. 安全・安心、防災の埼玉の実現を……………	1
(1) 竜巻被災者の生活再建支援に全力を（2項目）	
(2) 引き続き東日本大震災被災者への支援と放射能対策を（3項目）	
(3) 減災を基軸とした防災対策を（3項目）	
(4) 安全・安心なまちづくりを（10項目）	
(5) 交通安全の推進と交通環境の整備を（14項目）	
II. 国の悪政から県民の命と暮らし、人権を守る県政の実現を……………	4
(1) 生存権を保障する社会保障の充実を（10項目）	
(2) すべての人が安心して暮らせる医療・介護・障害者福祉を（18項目）	
(3) 医師不足を解消し、安心して医療を受けられる体制づくりを（9項目）	
(4) 「住まいは人権」の立場で住宅政策の充実を（4項目）	
III. 地域産業を振興し、人間らしく働ける埼玉を……………	11
(1) すべての中小企業を視野に入れた産業振興政策を（18項目）	
(2) 人間らしく働ける環境整備と雇用の確保を（12項目）	
(3) TPP参加に断固反対し、埼玉農林業の振興を（17項目）	
(4) 緑豊かで公害のない埼玉県を（17項目）	
(5) 自然エネルギーの推進で県内産業の振興を（10項目）	
IV. 子どもの成長を保障する教育と文化・スポーツの振興を……………	18
(1) 教育環境を整備し、みんなが分かる喜びを実感できる学校教育を（32項目）	
(2) 文化的で豊かな生活を支える生涯学習・文化・スポーツの推進を（5項目）	
V. 憲法と地方自治を守り、県民のための県政実現を……………	20
(1) 憲法9条の立場で、平和を守り発展させる県政を（6項目）	
(2) 地方自治の花開く埼玉を（3項目）	
(3) 女性の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現を（3項目）	
(4) 県民の暮らしやすい県土づくりを（2項目）	
(5) 県職員の定数増と処遇改善で、県民に奉仕する県庁に（8項目）	
	以上206項目
[地域の個別要求] ……………	24

重点要望・提案事項

I. 安全・安心、防災の埼玉の実現を

(1) 竜巻被災者の生活再建支援に全力を（2項目）

1. 竜巻被災地・被災者支援について（危機管理防災部）

- ①家屋に被害を受けた被災者が民間賃貸住宅に入居した場合について、県として家賃等の支援を行う。
- ②罹災証明書のすみやかな発行へ市町村を支援するとともに、被害判定が竜巻の特殊性をふまえたものとなるよう国に求める。

2. 被災者の生活再建支援について（危機管理防災部）

- ①被災者生活再建支援法について、すべての被災者の生活再建に国が責任を追う立場で改正すること、改正前でも同一の災害に対しては市町村域を超えて適用するなど柔軟に運用することを、国に強く求める。県として、被災者の生活を支える観点から、同制度の積極的な活用をはかる。
- ②県独自の被災者生活再建支援制度を早急に創設し、竜巻被災地にさっそく適用する。
- ③2013年9月の竜巻被害の教訓をもとに、発災直後やその後の被災者支援および活用可能な制度などをまとめた資料（マニュアル）を作成し、市町村に配布する。

(2) 引き続き東日本大震災被災者への支援と放射能対策を（3項目）

1. 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県の真の復興のため、引き続き3県からの支援要請に対しては誠意を持って全力でこたえる。（危機管理防災部）

2. 東北3県など被災地からの県内避難者への支援について

- ①被災者の実情と希望に応じた民間賃貸住宅借上制度の延長、基準額の拡大を国に求め、住宅借り換えができるように改める。（危機管理防災部）
- ②県営住宅を避難者に提供する場合は立地条件に配慮するとともに、高齢者や障害者に対してはできるだけ低層階やエレベーターのついた住宅を用意する。（都市整備部）
- ③UR都市機構の住宅に入居している避難者に対し、冷暖房施設の提供など生活環境改善をはかる。（危機管理防災部）
- ④高速道路料金の免除制度の再延長および対象拡大を国に求める。（危機管理防災部）
- ⑤埼玉県内への避難者で就職を希望する人に対して、就職支援策を強化する。県庁等公的機関での雇用拡大をはかる。（産業労働部、総務部、教育局、警察本部）
- ⑥市町村と連携し、避難者の生活実態をきめ細かく把握し、個々の状況に応じた支援策を実施する。（危機管理防災部）

3. 放射能汚染対策について

- ①県実施の空間放射線量測定を来年度も継続する。東部や秩父地域の市町村の実施する放射

- 能検査や空間放射線量測定に対し財政的・技術的に支援する。(危機管理防災部)
- ②狭山茶の振興のため、引き続き県としてイベントなどで宣伝につとめ支援を行うこと。
(農林部)
 - ③市場流通している全ての農畜産物について検査体制を強化し情報を公開する。そのために、農林部ははじめ担当部局の職員体制を抜本的に強化する。(農林部、保健医療部)
 - ④市町村学校給食の食材の産地公開と放射能調査を支援する。(教育局)
 - ⑤浄水発生土や下水処理汚泥焼却灰については、早期に適切な処理をするよう万全を期す。浄水場や水循環センター内に保管する場合は、建屋で囲うことを基本に飛散・流出防止に万全を期す。周辺自治体・住民への説明を十分に行う。(企業局、下水道局)
 - ⑥東京電力に対して、風評被害に対する賠償を完全実施するよう強く申し入れる。観光業はじめ県内事業への被害実態を把握し、補償交渉を支援する。(産業労働部、農林部)
 - ⑦東京電力の電力料金値上げについて県内事業者の被害実態を調査し、支援を強化する。
(環境部、産業労働部)

(3) 減災を基軸とした防災対策を(3項目)

- 1. 震災の教訓を生かした地域防災計画の見直しについて(危機管理防災部)
 - ①地域防災計画は防災・減災を基軸とした内容にするとともに、見直し作業では地域住民、特に子ども、高齢者、障害者などの「災害弱者」や女性の声を取り入れるため、障害者団体や女性団体など関係団体と懇談を実施する。特に障害者については、障害種別にていねいに意見を聞く。
 - ②ハザードマップを土地利用の安全管理や災害危険地域の改善など減災対策に活用する。
 - ③県の地域防災計画見直しにもとづく市町村の地域防災計画とハザードマップの改定作業が速やかに進むよう技術的・財政的に支援する。その際、防災・減災を計画の基軸とすること及び「災害弱者」や女性の声を取り入れることについて特に留意する。
 - ④避難所に共同型仮設トイレを整備することについて検討する。
- 2. 土地利用に防災・減災の観点徹底するために、都市計画を見直す。(都市計画部)
- 3. 住宅密集市街地の防災対策を推進するため、市町村の防災街区整備方針の策定を強力に支援するとともに、地区の防災計画の策定を推進する。(都市整備部)

(4) 安全・安心なまちづくりを(10項目)

- 1. 建築物などの耐震化について
 - ①倉庫や化学工場、石油類貯蔵所などの総点検を実施し、改善の必要な事業所については耐震強化や安全対策を強力に指導する。(危機管理防災部)
 - ②民間建築物に対する県の耐震診断・耐震改修補助制度については、延べ面積が500平方メートル以下の施設も対象にするよう規模要件を緩和する。(都市整備部)
 - ③病院や保育所等の医療・福祉施設については、期限を設定して耐震化を進めるための計画を持つとともに、支援制度の創設を検討する。(福祉部、保健医療部、都市整備部)
 - ④大規模地震により倒壊等の危険性の高い公立小・中学校施設の耐震化を促進し、2015年ま

での耐震化目標を前倒しで完了させる。また、Is値0.3以上で耐震基準を満たしていない学校施設についても、国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げるよう国に求める。

(教育局)

⑤私立学校の耐震診断・耐震改修のための補助制度をさらに充実する。(総務部)

⑥住宅の耐震補強を促進するため、市町村と協力して簡易補強工法による耐震補強工事に対する県独自の助成制度をつくる。(都市整備部)

2. 一般国道や県道のマンホールの液状化対策を促進する。(都市整備部)

3. 市町村などの消防職員や装備が基準を満たすよう、市町村への財政支援を強化する。県主導による消防本部の広域化をやめる。(危機管理防災部)

4. 消防団や自主防災組織の人員確保と後継者養成など組織の充実と、市町村消防との連携推進を支援するための施策を推進する。(危機管理防災部)

5. 災害図上訓練(DIG)の普及に対する市町村への支援を強化する。(危機管理防災部)

6. 交番の増設をはかるとともに、警察内部の人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増員する。(警察本部)

7. 公共下水道の整備を促進するとともに、合流式下水道の改善対策を促進する。(都市整備部、下水道局)

8. 総合治水対策特定河川事業(新河岸川流域、中川・綾瀬川流域)の促進を図る。また、鴻沼川や芝川などの広域河川の改修を促進する。(県土整備部)

9. ゲリラ豪雨などから市民生活を守るため、都市部における調節池・調整池や下水道(雨水管、ポンプ場、貯留施設、道路側溝など)の整備促進へ、市町村を総合的に支援する。(県土整備部、都市、下水道局)

10. 土砂災害危険箇所の整備を急ぐこと。特に土砂災害警戒区域に近接する地域では市町村を支援して避難訓練を行うこと。土砂災害対策においては、緑化、間伐材利用、生態系の保護など環境への配慮を行うこと。(県土整備部)

(5) 交通安全の推進と交通環境の整備を(14項目)

1. 国道並びに県道の交差点改良(右折レーン等の設置等)を計画的に進める。(県土整備部)

2. 県道の歩道整備、バリアフリー化を促進するために予算を拡大する。危険箇所には計画的に歩道を整備するとともに、暫定的にガードレールなどを整備する。(県土整備部)

3. 一般国道や県道などの老朽化した橋梁の点検・補修・耐震化を促進する。(県土整備部)

4. 県管理の有料道路について、早期の無料化を検討する。(県土整備部)

5. 国道254号バイパスの延伸工事を中止する。まず都市計画変更の手続きを進める。市民の意見を反映させる。(県土整備部)

6. 市街地における自転車専用レーンやコミュニティ道路の整備を促進する。(県土整備部)

7. 交通信号機の予算を大幅に増額し、増設と改良を積極的に推進する。お年寄りや障害者が安心して交差点を渡れるように交差点のスクランブル化など歩車分離式信号機への改良を積極的に進める。老朽化した信号機や交通標識の総点検を実施し、更新を図る。エコ型信号機および停電時も使用可能な発電機つき信号機を増設する。(警察本部)

8. 鉄道やバスなど公共交通網の整備を積極的に推進するとともに、第三セクターによる鉄道建設や鉄道事業者の経営に対する財政支援の強化を国に求める。(企画財政部)
9. 高崎線、埼京線、武蔵野線などJR、私鉄各線の混雑緩和を図るとともに、埼玉高速鉄道(浦和美園～岩槻)、8号線(豊洲～住吉・押上～亀有～野田市)、12号線(大泉学園町→武蔵野線方面)各線の延伸を推進する。(企画財政部)
10. 鉄道駅のバリアフリー化の促進について(企画財政部)
 - ①JR、私鉄各線の駅舎・ホームにエレベーターやエスカレーターの未設置駅対策を急ぐ。
 - ②鉄道駅の安全確保のためのホームドア、可動式ホーム柵の普及をはかる。
 - ③階段の緩勾配化、24時間利用可能な自由通路の設置など駅の利便性向上を支援する。
11. JR武蔵野線などのホームに待合室(冷暖房完備)を設置する。
12. 西武秩父線など5路線を廃止する動きに対しては、住民の交通手段を確保する立場から、廃止しないよう事業者に要請するとともに、国にも働きかける。(企画財政部)
13. JR新秋津駅と西武秋津駅など、乗り換えが不便な駅について利用者の利便性を高める対策を講じる。(企画財政部)
14. 埼玉新都市交通(ニューシャトル)について、運賃引き下げ、割引乗車券の拡大、朝夕の通勤通学時間帯の増便、駅トイレ・エレベーターの設置など利用者の利便向上をはかる。(企画財政部)

II. 国の悪政から県民の命と暮らし、人権を守る県政の実現を

(1) 生存権を保障する社会保障の充実を(10項目)

1. 介護、保育など福祉施設の人材不足解消のため、福祉施設職員の処遇改善をはかる。そのために、県の民間社会福祉施設等職員処遇改善費補助(2005年度廃止)を復活する。国の制度による職員処遇改善策は時限措置ではなく恒久制度とすること、及び施策の充実を国に求める。(福祉部)
2. 保育所や学童保育クラブ、図書館など福祉や教育・文化施設等には営利を目的とする指定管理者制度の導入はなじまないもので、導入しないよう市町村に対する指導・助言を行う。(企画財政部、福祉部、教育局)
3. 乳幼児医療費公費負担制度については、子ども医療費公費負担制度として中学校卒業までの対象拡大を図るとともに、所得制限や自己負担を撤廃する。(保健医療部)
4. 保育施策の充実について(福祉部)
 - ①児童福祉法施行条例は、待機児童の多い市町村の最低基準を緩和する措置を撤廃する。
 - ②待機児童の解消を図るため、国に安心こども基金の延長・拡大を求める。延長されなかった場合は県が支援する。土地賃借料に対する県費補助も創設して認可保育施設の整備促進を図る。県有地を建設用地として積極的に提供する。
 - ③現在は6月までとなっている乳児途中入所促進事業のゼロ歳児対象月を9月まで延長するとともに、1、2歳児に対する補助を復活する。
 - ④障害児保育対策費補助金を増額する。

- ⑤調理員担当者の人員増のための補助制度の創設とアレルギー等対応特別給食提供事業費の増額をはかる。
 - ⑥社会福祉施設人材定着化事業のキャリアアップ事業の維持・拡充を図るとともに、一時保育に対する県単補助を創設する。また、延長保育やゼロ歳児保育、一時保育、障害児保育などを安定的に行えるよう国に財政措置を求める。
 - ⑦病児・病後児保育児事業については、国に対して補助金の算定方式を出来高払いから体制に応じたものに戻すよう求める。また、出来高払い制度によって発生する施設の収入減に対して補填する制度を県として設ける。
 - ⑧補助対象となっている認可外保育施設や家庭保育室に対する運営費補助を大幅に増額する。保護者に対する保育料補助制度を創設する。
 - ⑨認可外保育施設が認可施設に移行するための施設整備事業費の増額をはかる。
 - ⑩保育所の増設をはかるため一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫負担を復活させるよう国に求めること。
5. 公的保育の解体をすすめる「子ども・子育て新制度」移行をやめ、保育政策の拡充を（福祉部）
- ①児童福祉施設最低基準や幼稚園設置基準は現行水準を維持し、さらなる改善をはかる。市町村が児童福祉法第24条1項の保育実施責任を果たせるよう支援する。
 - ②保育所に対する現行の県補助制度を今後も堅持する。
6. 学童保育施策の充実について
- ①子ども子育て関連法に基づいて、市町村が条例で運営基準を定める際、県の先進的な基準を維持するよう強く働きかける。（福祉部）
 - ②県の「放課後児童クラブ運営基準」に基づいて常勤指導員が複数配置できるよう、学童保育クラブ1施設当たりの補助基準額を増額する。（福祉部）
 - ③大規模学童保育クラブの分離・増設を図るため、施設整備のための補助を拡充する。（福祉部）
 - ④従来の特別支援学校放課後児童対策事業の活用を希望する施設に対しては、引き続き補助を継続する。指導員の人件費基準単価を増額すると共に、障害児学童数に対する指導員の配置基準を「児童3人に指導員1人」に改善する。（福祉部）
 - ⑤放課後デイサービス事業への移行を希望する既存施設については、確実に移行できるよう支援する。同事業の施設について実態を調査し、質の向上と充実に生かす。（福祉部、教育局）
 - ⑥特別支援学校の敷地内に障害児学童保育施設の整備を推進する。放課後デイサービス事業に移行した施設についても、引き続き学校施設の利用を認める。（福祉部、教育局）
7. 児童虐待防止対策の強化について（福祉部）
- ①引き続き児童相談所の増設を図るとともに、川越・熊谷の両児童相談所にも一時保護所の併設をすすめる。
 - ②児童相談所の正規職員の増員、とりわけ、児童福祉司や臨床心理士の大幅な増員を図る。
 - ③児童養護施設の職員配置基準を実態に合わせて見直しを図るとともに、施設の措置費を引

き上げるよう国に求める。県単独事業として実施している児童養護施設等人材確保対策事業の充実をはかる。

- ④小規模児童養護施設や乳児院の整備を促進する。
- 8. 児童自立支援施設等の拡充を図る。(福祉部)
- 9. 生活保護行政及び低所得者対策について(福祉部)
 - ①生活保護基準額の引き下げを撤回し、元に戻すよう国に求める。行き過ぎた扶養義務の強化は行わない。
 - ②窓口での保護申請の不受理を根絶するよう各市に対する指導を強める。
 - ③孤立死を防ぐために、生活保護制度についての広報啓発を強化する。制度の詳細や困ったときの相談窓口案内を全戸に配布する。公的な機関でも広く配布する。申請用紙は生活保護担当カウンターに設置すること。
 - ④憲法が定める「生存権」に基づいて全額国庫負担とするとともに、級地指定についても生活実態に即したものに改善するよう国に求める。
 - ⑤住居や食事を実態とかけはなれた高額料金で提供し、さまざまな名目をつけて保護費をほとんど“ピンハネ”する悪質業者や団体の野放しを許さない、実効ある対策を講じる。また国に対して悪質な「貧困ビジネス」を規制するための法整備を求める。「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」にもとづき規制するとともに、必要に応じてさらなる条例等の整備を行う。
 - ⑥福祉事務所に警察官OBを配置するのではなく、ケースワーカーの体制を強化し、専門職の採用を増やす。
 - ⑦市の福祉事務所職員の専門性を高めるための支援をするとともに、短期間で職員を異動させず継続的・専門的に従事する職員を配置するよう市に働きかける。
 - ⑧就学援助や住民税の非課税限度額など生活保護基準を準用している制度について、2013年度に実施された生活保護基準引き下げの影響を調査する。
- 10. 生活保護受給世帯の子どもを対象にした学習教室を充実するとともに、教育支援員の処遇改善・研修を支援する。(福祉部)

(2) すべての人が安心して暮らせる医療・介護・障害者福祉を(18項目)

- 1. 高齢者介護の充実について(福祉部)
 - ①要支援者1・2を介護保険給付からはずし、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定するなど、軽度の人から介護を奪うような制度見直しに反対する。
 - ②特別養護老人ホームは、既存施設も含めて、介護支援センター、デイサービスなどをかねそなえた在宅福祉の拠点施設として、ほぼ中学校区ごとに整備を図る。
 - ③療養病床の廃止を取りやめるよう国に求める。
 - ④市町村が独自に行う低所得者に対する居宅介護サービス利用に係る利用者負担及び介護保険料の減免等に対する県独自の助成制度を創設する。
 - ⑤特別養護老人ホーム入居者のホテルコスト(家賃・水光熱費)負担をなくすよう国に求める。県として負担軽減策を創設する。

- ⑥介護保険財政にたいする国庫負担割合を5%引き上げるとともに、介護保険に係る保険料及び利用料の減免制度を国の制度として確立するよう国に求める。
 - ⑦地域の高齢者の生活を総合的に支える地域包括支援センターをほぼ中学校区ごとに整備を図ることを基本にしながら、地域の実情に合った施設運営に対する財政支援や人材養成などの支援策を講じる。
 - ⑧高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額し、サービスの拡充を図る。
 - ⑨介護施設職員の処遇改善のため実態調査を実施するとともに、一人夜勤を解消するため、県として職員体制基準を明確化する。
2. 高齢者虐待防止法の充実を国に求めるとともに、県として高齢者虐待の実態把握と高齢者施設への指導を強化する。被虐待高齢者の緊急避難受け入れ先の確保などの対策を進める。
(福祉部)
3. 障害者施策の充実について
- ①障害者総合支援法を障害者の立場に立って見直すよう国に働きかける。(福祉部)
 - ②住民税非課税世帯からの障害福祉サービス利用料負担、施設利用者からの食費、水光熱費、医療費、個室利用料全額自己負担をやめるよう国に働きかける。障害者・家族の負担を軽減するために、県として住民税非課税世帯の利用料負担に対する補助を創設するなど県独自の負担軽減対策を講じる。(福祉部)
 - ③福祉タクシー利用料金助成や自動車燃料費助成、施設入浴事業等を地域生活支援事業に追加するよう国に求める。当面は県として制度を創設し、拡充をはかる。(福祉部)
 - ④1200人を超える待機児者数を重く受け止め、身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所・通所施設の建設は年次計画を立て推進し、待機者の解消を早期に図る。特に、待機者の集中する県南地域の整備を重点的に図る。(福祉部)
 - ⑤グループホームやケアホームの増設を県として支援する。県営住宅の活用について積極的に検討する。(福祉部)
 - ⑥県単独事業の生活ホーム事業を継続するとともに、補助単価の引き上げや月額制の復活を図る。(福祉部)
 - ⑦グループホーム、ケアホームだけでなく、生活ホームへの自動火災報知器やスプリンクラー等に対しても補助金を創設し消防設備の整備をはかる。(福祉部)
 - ⑧障害児・者生活サポート事業に係る補助限度額を引き上げる。(福祉部)
 - ⑨在宅重度心身障害者手当の支給については所得制限や年齢制限(65歳以上の新規取得)を撤廃するとともに4級心臓障害者や精神障害者も対象に加える。(福祉部)
 - ⑩精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターの整備を推進する。また、ホームヘルプやグループホームなどの在宅福祉サービスの充実を図り、社会的入院の解消に努める。(福祉部)
 - ⑪県単独事業の全身性障害者介助人派遣事業をより利用しやすいものに拡充する。(福祉部)
 - ⑫精神障害者手帳所持者の運賃割引を実施するよう鉄道会社に働きかける。とりわけ県出資事業団体であるニューシャトルや埼玉高速鉄道については早急に割引制度を適用する。(企画財政部、福祉部)

- ⑬障害者医療助成制度について精神障害者に対象を拡大する。その際、所得制限の導入など制度改変を行わない。(保健医療部)
- ⑭65歳以上の障害者については介護保険制度を優先適用すると規定した障害者総合支援法7条の廃止を国に要請する。当面は介護保険制度の優先適用を一方的、機械的に実施せず、利用者の希望と必要性に応じて障害者福祉サービスを継続して受けられるよう市町村に働きかける。(福祉部)
4. 介護施設や保育施設の用地確保をはかるため、公有地を積極的に活用できるようにするとともに、国有地の提供を国に働きかける。(総務部、福祉部)
5. 国民健康保険について(保健医療部)
- ①市町村国保の広域化方針を撤回し、国保に対する国庫負担の割合を1984年の水準に計画的に戻し市町村国保の財政基盤を強化するよう国に求める。また、調整交付金とは別に市町村国保に対する県費単独補助を復活し、国保税の軽減をはかる。
- ②国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る助成を大幅に増額するとともに、「特定健診」の健診項目の充実をはかる。
- ③低所得者等医療対策補助金の拡充と併せ市町村に制度の積極的活用を促す。
- ④国保税滞納者に対して強引な財産調査や差し押さえをしないよう市町村に徹底するとともに、短期被保険者証や資格証明書を発行しないよう市町村に働きかける。
6. 高齢者医療の充実について(保健医療部)
- ①際限のない負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度を早期に廃止するとともに、75歳以上の高齢者の医療費を無料化するよう国に求める。
- ②後期高齢者医療の保険料滞納者に対する短期証の発行をやめ、すべての被保険者に保険証を交付するよう広域連合を指導・助言する。
- ③後期高齢者医療保険料を低く抑える観点から、広域連合に対して県独自に財政支援する。
7. 福祉医療制度の充実について(保健医療部)
- ①乳幼児・ひとり親家庭・重度障害者の福祉医療助成制度については、現行の償還払いから現物給付に改善する。また、国に対し統一した公費負担制度の創設を求める。
- ②普通交付税不交付団体に対する補助率の引き下げをやめ、元の補助率に戻すとともに、財政状況が苦しい町村に対する補助率を3分の2に引き上げる。
- ③現物給付を実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金のペナルティ(減額)を廃止するよう国に求める。
- ④税金などを滞納している世帯に対して福祉医療制度の利用を制限しないこと、すでに制限を導入している場合には中止することを市町村に徹底する。(保健医療部)
8. 市町村が実施するガン検診に対する国庫補助の復活を国に求める。(保健医療部)
9. 水痘ワクチンの予防接種の定期接種化を国に求めるとともに、はしかや水痘等の予防接種を無料化する。子宮頸がん予防ワクチンの副作用について研究を進め、周知をはかるよう国に求める。(保健医療部)
10. 「肝炎対策基本法」にもとづき、薬害肝炎患者の早期救済を国に求める。(保健医療部)
11. 高齢者の医療や介護の現場を支援する地域の中核的な医療機関の整備を進める。(保健医

療部)

12. 花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー疾患や喘息など化学物質による環境汚染が引き起こすとみられる疾病の実態把握を県として実施し、予防・治療に対する研究を促進するよう国に求める。(保健医療部)
13. 大気汚染による気管支喘息患者の医療費に対する助成制度を創設する。(環境部、保健医療部)
14. 難病医療費助成の新制度については、軽症者も対象に加えるとともに、患者の自己負担を増やさず、軽減をはかるよう国に求める。また、患者の自己負担に対する県の助成制度を設ける。難病・慢性疾患をもつ人たちの実態調査を国として早急に実施し、各関係法律を連携させて憲法、障害者権利条約と I C F などの理念の実現と難病患者の人権を守るために「難病対策基本法(仮称)」を制定するよう国に求める。(保健医療部)
15. 石綿(アスベスト)曝露から県民の健康を守る
 - ①石綿関連製造施設の従業員や元従業員とその家族、周辺住民を対象にした健康調査を実施するとともに、県立医療機関や保健所での健康相談や健診の体制を整える。(保健医療部、産業労働部、病院局)
 - ②石綿の労災認定を抜本的に見直すとともに、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済する。周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるよう国に求める。(産業労働部)
 - ③「アスベスト健康被害救済法」を改正し、認定枠の拡大と救済補償額の引き上げを図るよう国に求める。(保健医療部)
16. 妊婦健康診査にかかる地方財政措置については、新たな財政負担が生じないよう国に対して働きかける。受診の利便性のために引き続き県において医師会や助産師会及び隣接県医療機関との一括契約を行う。(保健医療部)
17. 新型インフルエンザやエイズなどの感染症対策や食品衛生監視など、保健所機能と職員体制を強化する。(保健医療部)
18. 新型インフルエンザなど感染症対策の強化について(保健医療部)
 - ①H5N1型ウイルスによるヒト・ヒト感染の強毒性インフルエンザなどの流行に備え、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量を大幅に増やすなど、万全の体制を整える。
 - ②感染症専門の医師・看護師の養成に努めるよう国に求める。県として感染症指定医療機関の指定を進め、医療体制の充実をはかる。

(3) 医師不足を解消し、安心して医療を受けられる体制づくりを(9項目)

1. 医師不足解消と医療従事者の確保について(保健医療部)
 - ①人口比で全国一医師数が少ない現状を解消するため、埼玉県立大学への医学部設置の実現へ総力をあげる。国に対して、医学部の新設を認めるよう強力に働きかける。
 - ②不足している小児科医・産科医などの医師確保を図るため、医学部の新設や定員増と、小児科・産科の診療報酬の見直しを国に働きかける。

- ③院内保育所、産休育休復帰後の研修機関の体制を充実し、労働条件の改善などを進めて女性医師や看護師の復職を支援する。
 - ④看護師不足解消のため、看護師養成数を増やすとともに、県内医療機関への定着促進をはかる観点から処遇改善策を講じる。
 - ⑤臨床研修医や医学生の奨学金を拡充する。県内の病院に臨床研修医が集まるよう、中小病院での受け入れが可能となる措置を実施する。県立病院での臨床研修医受け入れを促進する。
 - ⑥医師、看護師はじめ医療労働者の労働実態を県として把握する。特に公的医療機関での実態調査をすみやかに実施する。
 - ⑦新設する総合医局機構の充実をはかる。
 - ⑧過失の有無にかかわらず医療事故被害者を救済する無過失補償制度を早期に創設するよう国に求める。
 - ⑨助産院を地域の周産期医療ネットワークに位置づけ、「院内助産所」の設置を進めるなど、助産師と産科医の連携をはかるよう国に求める。
2. 救急指定病院を増やす。救急隊が搬送先の病院を迅速に選定できるように、症状に応じて適切な処置ができる医療機関のリストが毎日定時に更新される「救急医療情報システム」の改善をはかる。(危機管理防災部、保健医療部)
3. 小児・周産期母子医療・救急医療体制の整備について (保健医療部)
- ①各二次救急医療圏の輪番制を整備し小児救急医療体制の充実を図るとともに、初期患者が二次救急医療機関に集中しないよう初期救急への県の支援を強化する。
 - ②ハイリスク出産の増加に対応できる総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのさらなる増設や医師確保、NICUの増床をはかる。西埼玉中央病院や熊谷総合病院の周産期医療復活のため支援する。
 - ③国に対し小児救急医療体制の整備に対する財政支援を強く求める。
 - ④救急医療に係る診療報酬を見直すとともに、救急用病床を許可病床に加えないよう国に医療法上の運用改善を求める。
4. 県立小児医療センターについて (病院局、保健医療部、企画財政部)
- ①移転計画について患者家族、関係自治体、地元自治会、地域の医療関係者などから丁寧に意見を聞きそれらを尊重すること。
 - ②現在の県立小児医療センターは病棟など施設の耐震性を確保し、現地に存続させること。
5. 県立病院の独立行政法人化は行わず、直営を維持する。(病院局)
6. 県立病院における勤務医の長時間過密労働の改善をはかる。非常勤医師についても労働実態を把握し、改善をはかる。(病院局)
7. 県内公立病院に対して「公立病院改革ガイドライン」を押し付けないよう国に求める。(企画財政部、保健医療部)
8. 社会福祉法に基づく無料低額診療事業について周知および実施医療機関の拡大をはかる。実施医療機関に対して県として財政支援を実施するとともに、国に対しても補助を行うよう要請する。県内公立病院でも実施するよう当該自治体に働きかける。(保健医療部、病院局)

9. 秩父地域など過疎地で地域医療の中核を担う公立の医療機関に対する助成措置を講じる。
(保健医療部)

(4) 「住まいは人権」の立場で住宅政策の充実を(4項目)

1. 県営住宅について(都市整備部)
 - ①県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など都市部での公営住宅の建設や建て替えを重点的に進める。借り上げ方式による公的賃貸住宅の供給についても積極的に推進する。公営住宅建設用地取得に係る国の補助金を復活するよう国に求める。
 - ②現に同居している配偶者や高齢者、障害者等に限定した、入居承継基準を元に戻す。
 - ③家賃減免については平成19年度の改定前の基準に戻し、入居者の生活を守る。
2. 都市再生機構の団地建て替えにあたって、高齢者等が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう借り上げ県営住宅等の併設を図る。(都市整備部)
3. 雇用促進住宅の廃止に反対し、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として新たな活用ができるよう引き続き存続を国に働きかける。(産業労働部、都市整備部)
4. 高齢者世帯の住宅確保を図るため、家賃軽減補助にとどまらず、共用部分、共同施設整備に係る費用を助成する国の制度を活用して、優良賃貸住宅の整備を大いに促進する。(都市整備部)

Ⅲ. 地域産業を振興し、人間らしく働ける埼玉を

(1) すべての中小企業を視野に入れた産業振興政策を(18項目)

1. 中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興のための予算を増額する。海外展開への支援については世界との共生や国際交流の視点を重視すること。「大企業による代金の支払い遅延・減額を防止するとともに中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する」という中小企業憲章を尊重して、振興策を推進すること(産業労働部)
2. 本県経済を支える中小企業全体を視野に入れた全事業所実態調査を行い、支援策の拡充をはかる。(産業労働部)
3. 納税者の前年度の売上げが悪化している場合、地方税法第15条第1項第4号及び第5号を適用して地方税の徴収を猶予し、事業の再生を支援する。(総務部)
4. 県制度融資並びに中小企業金融について(産業労働部)
 - ①中小企業金融円滑化法の復活および、貸付条件変更等の相談や申込に対して利用者本位の立場できめ細やかに対応するよう金融機関に対する指導・監督を国に求める。
 - ②日銀のゼロ金利政策に合わせて、制度融資の金利引き下げをおこなう。
 - ③零細業者が県制度融資を利用するに際しては利子や信用保証料の補てんを行う。
 - ④部分保証など中小企業信用保証制度の改悪を元に戻すよう国に求める。また、貸し渋りな

ど中小企業の資金調達が阻害されることがないように万全の措置を講ずる。

5. 中小企業への官公需発注の拡大について

①県発注の公共工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底する。また、下請工事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底する。(県土整備部)

②県発注公共工事の中小企業への発注率を高めるため、分離・分割発注を進めるとともに、県の発注標準を遵守する。また、「適正な施工体制確保のための要領等の制定について」(県土整備部長通知)に基づいて「施工体制台帳」の整備徹底を図るとともに、元請に重層下請を含め下請金額の報告を明確に義務づけチェック体制の強化を図る。(総務部、県土整備部)

6. 第2期「埼玉県公共調達改革推進工程表」の検証を行い、低価格による工物品質の低下や下請け業者への金銭的しわ寄せ防止に反映させる。(産業労働部・総務部)

7. 秋田県などが行っている住宅リフォーム助成制度を県として実施する。(産業労働部・都市整備部)

8. 入札制度の改善について

①予定価格を設定する際は正確な設計・積算に努める。(総務部、県土整備部)

②総合評価型入札については、地元労働者の雇用率や労務費水準などの評価項目を加え、地元中小業者が優先して仕事を確保できる制度に改善を図る。(県土整備部)

9. 県の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう県独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約法」の制定を国に求める。県も「公契約条例」の制定を視野に、検討のための協議会を設置する。(総務部、産業労働部、会計管理者)

10. 公共事業現場の労務費と単価について調査する。その際に下請け業者が実態を正直に申告しても不利益を被らない仕組みを構築する。(産業労働部)

11. 重層下請構造となっている建設産業における末端下請および労働者の低賃金解消へ、行政や労使代表などで構成する検証のための協議会を創設する。(県土整備部)

12. 市町村の実施する小規模工事業業者登録制度に対し、県として支援する。また、市町村の業者登録名簿を活用した県有施設の小規模工事発注をさらに推進する。(総務部、教育局、警察本部)

13. 産業団地等への企業誘致にあたっては、県民の優先雇用と正規雇用創出を働きかけるとともに雇用実績について検証し、その結果を公表する。(産業労働部、企業局)

14. 産業団地の造成にあたっては農振農用地の開発を極力抑制し、優良農地の保全につとめる。(都市整備部、企業局)

15. 県内の貸金業者にたいし、威嚇的な取り立てや過剰貸し付けなどをしないよう適正な業務運営を指導する。また、ヤミ金融業者に対する取締りの徹底、ヤミ金融被害者相談への対応を図る。(県民生活部、産業労働部、警察本部)

16. 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業員の働き分(自家労働)を経費として認めるとともに、事業用資産については、一定期間の事業継承を条件に相続税の減免を認めるよう国に求める。(産業労働部)

17. 大型店立地規制と商店街の振興対策について

- ①大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる県独自の条例やガイドラインを制定する。
(産業労働部、都市整備部)
- ②大規模集客施設の誘致を中核とした土地区画整理事業については地域商業に及ぼす影響などを考慮し、見直しを図る。(都市整備部)
- ③商店街の活性化をはかるため、空き店舗の借り上げや改装費などへの補助を拡充するとともに、公営住宅や福祉施設などの公共・公益施設とを組み合わせた商店街づくりを推進する。(産業労働部、都市整備部)
- ④商店街の活性化をはかるため、地元農産物の直売所の開設や朝市など農商工連携の取り組みを支援する。(産業労働部、農林部)
- ⑤商店の店舗改装や備品購入などに対する補助制度を創設する。同様の補助を実施する市町村に対する財政支援を導入する。(産業労働部)
- ⑥商店街の活性化へ、食の商業活性化イベント事業「埼玉アキナイBAR」を継続して実施するとともに、事業運営を地元主体とするよう改善をはかる。(産業労働部)

18. 2014年4月からの消費税増税を中止するよう国に強く働きかける。中小企業の消費税の延納措置を認めるとともに、課税免税点を引き上げるよう国に求める。(産業労働部)

(2) 人間らしく働ける環境整備と雇用の確保を(12項目)

1. 就業率を高めるため、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」(埼玉版ハローワーク)の充実と周知をはかる。職業紹介事業は国が行うべき事業であり、安易に民間委託を行わないよう国に求める。(産業労働部)
2. 就業率の向上のため、現在1カ所設置されているヤングキャリアセンターを、県内に複数開設する。また、女性キャリアセンターを拡充する。(産業労働部)
3. 県実施の労働相談の充実をはかる。相談者の年齢や労働形態、事業所の規模などの実態を具体的に把握する。解雇規制や労災申請など、雇用主としての責任を啓発し、「ブラック企業」を根絶する。働く者の権利を県民に分かり易く周知徹底する。(産業労働部)
4. 県や市町村など地方公共団体におけるパート、臨時、嘱託、派遣などの雇用形態による差別的な賃金を改善する。均等待遇の原則に基づく賃金・一時金・諸手当・退職金の支給、経験年齢などを考慮した昇給制度を実施する。県の非正規職員の正規化をはかるとともに、市町村の実態把握と適切な指導を実施する。(企画財政部、総務部)
5. 県内企業における不安定雇用の実態を調査し、企業に対して高校・大学卒業生を含む青年の採用拡大や正規雇用化を積極的に働きかける。また、埼玉労働局と連携しながら違法派遣や偽装請負が行われていないか調査し、結果を公表する。(産業労働部)
6. 労働者派遣法を1999年の改悪前にもどし、派遣労働は一時的臨時的業種に限るとともに、登録型派遣は専門的業務のみにきびしく制限し、日雇派遣は全面禁止するよう国に早期の法改正を求める。(産業労働部)
7. 大企業と中小企業との間にある福利厚生面での格差解消等を目的とした、中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立を促進する。(産業労働部)

8. 県立高等技術専門校については訓練指導員の増員や施設の整備、訓練科目の拡充、夜間コースの拡大など機能の充実を図る。(産業労働部)
9. 若手技術者育成をはかるため、認定職業訓練助成事業費の確保・拡充をはかる。(産業労働部)
10. 障害者の雇用を促進するため、全ての市町村に障害者就労支援センターを設置できるよう支援を強める。(産業労働部)
11. 県民間企業の障害者雇用率を引き上げるために働きかけを強化すること。特に定着率の高い特例子会社を誘致すること。(産業労働部)
12. 障害者の法定雇用率を早期に達成できるよう計画的な取り組みをおこなう。法定雇用率を達成できていない県教育局について特別の対策を講じる。(産業労働部、教育局)

(3) TPP参加に断固反対し、埼玉農林業の振興を(17項目)

1. 日本農業に壊滅的打撃となるばかりでなく、医療や労働など生活のあらゆる分野に深刻な影響をおよぼすTPP(環太平洋連携協定)への参加に反対するよう国に求める。(農林部)
2. 100万トン水準に見合う備蓄米の買い入れや、ミニマムアクセス米の義務的輸入の中止を国に求める。(農林部)
3. 県産ブランド米「彩のかがやき」の高温障害を防ぐための指導援助を強化する。高温に強い県産ブランド米の品種改良などの研究体制を強化する。高温障害が発生した場合にはすみやかに被害実態を調査し、農家の個別相談に親身に応じるとともに販売促進に全力をあげる。(農林部)
4. 農林振興センターや農林総合研究センターの職員体制、特に専門職員や農業普及員の削減をやめ、増員をはかる。(農林部)
5. 県有農業関連施設の耐震化および老朽施設の改善をはかる。(農林部)
6. 農業集落排水事業に係る交付金の補助対象枠を拡大し、同事業の促進を図る。(農林部)
7. ホールクroppサイレージ(稲発酵飼料)の拡大に努める。(農林部)
8. 中山間地域等直接支払い制度を恒久制度として立法化し、高齢化が進む実態を踏まえて、集落協定の要件の緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化など制度の改善を国に求める。(農林部)
9. 有機農業や低農薬など、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安全な農産物の生産を広げる。(農林部)
10. 県産農産物の消費拡大を図るため、学校、病院、福祉施設等の給食や県内食品産業の加工品等への県産農産物の使用促進や直売所、加工場、体験交流型施設の設置や整備等を支援するなどの総合的な地産地消対策を講じる。(農林部)
11. 増え続ける鳥獣被害を防止するため、鳥獣の生態や繁殖条件の調査を実施するとともに、増えすぎる鳥獣を適正な密度に減らす地域や市町村、猟友会の取り組みを支援する。また、国に対し鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵・わなの設置、捕獲物の利用など農家や自治体の取り組みへの支援を強めるよう求める。(農林部、環境部)
12. 県産木材の利用を促進するために

- ①県有施設の木質化をいっそう促進する。本庁舎低層階の腰壁など本庁舎の木質化を推進する。木材の耐火部材利用や木造による耐火構造物など最新の技術を取り入れるなど、県産木材の多様な利用促進をはかる。(総務部・農林部・都市整備部)
 - ②災害時に備え、安価で快適な木造仮設住宅の準備をすすめる。木造仮設住宅の良さを、イベントなどあらゆる機会を通じて積極的に普及する。(危機管理防災部・農林部)
 - ③住宅建設における県産木材の利用促進のため助成制度を設ける。また、木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など山村地域での新たな事業を促進する。ペレットストーブやボイラーの開発、普及を促進する(農林部、都市整備部)
13. 荒廃する森林地域の環境維持のために林業予算を大幅に増額し、「緑の雇用事業」を推進する。林業後継者育成のための取り組みを強化する。(農林部)
14. 山林の生態系に配慮し広葉樹の植林など推進する。(農林部)
15. 都市農業の振興をはかる。
- ①生産緑地の指定条件を500平方メートルから300平方メートルに緩和し、追加指定を促進できるよう国に求める。(環境部)
 - ②農業生産を行っている市街化区域内農地の相続税評価額は時価評価ではなく、農業投資価格の評価に改めるよう国に求める。(都市整備部、農林部)
 - ③体験農園を都市農業における大事な施策として位置づけ、農業ボランティア、市民農園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるよう支援を強める。(農林部)
 - ④農業協同組合が農業生産の技術指導や直売所の設置、生産・出荷の計画的実施など、生産と流通、加工など地域農業の振興に積極的な役割をはたせるよう支援・協力を強める。(農林部)
 - ⑤農業用施設用地、屋敷林等を、都市計画等において、農業振興を図り緑地を保全すべき土地として明確に位置付ける「緑農地制度」を創設し、農地課税のあり方をふくめ規制と振興策の両面からその保全を図るよう国に申し入れる。(農林部・環境部)
16. 農業後継者の育成確保のため、後継者に対する無利子・長期の経営資金の提供、経営と生産技術の習得機会の提供、青年男女の交流機会の拡大などに県と市町村、農業協同組合が一体となって取り組む。非農家や他産業からの農業への新規参入者の定着に力をいれ、一定期間の生活支援や資金、技術、農地の面での総合的な拡充する(農林部)
17. 食の安全を守るために
- ①不良な食品や農産物等から食の安全を守るため検査・監視体制強化、情報共有化や危機管理体制を確立する。保健所の食品衛生の監視・検査部門を抜本的に強化する。(保健医療部・農林部)
 - ②BSE(牛海綿状脳症)の全頭検査を再開するよう国に求めるとともに、県独自でも全頭検査を実施する。(保健医療部)

(4) 緑豊かで公害のない埼玉県を(17項目)

1. 産業廃棄物処理の事業者責任を明確にし、不法投棄の防止など産業廃棄物処理対策を強化

- する。県内外を問わず産廃などの不法投棄を行った産廃業者等に対しては許可を取り消すなど厳罰で臨む。(環境部)
2. 産業廃棄物不法投棄の原状回復をはかるため、廃棄物処理業者に対する強制加入保険制度や供託金制度の導入を国に働きかける。(環境部)
 3. 違法な土砂の堆積について (環境部、農林部)
 - ①届出を要する堆積については、周辺住民に対する事前の事業内容説明会の実施を義務づけるよう、関係条例を改正する。改正するまでの間も、周辺住民への説明を確実に言い、同意を得る努力をするよう事業者を強く指導する。届出が不要な規模の堆積についても、事前の説明会を実施するよう指導する。
 - ②届出に反する土砂堆積を防ぐため、現地のパトロールを強化する。中間検査を徹底し、適切な指導をする。地元自治体などと連携して、日常的な監視を強める。
 4. 生ゴミのたい肥化事業を実施している市町村に対する財政支援を図り、一般廃棄物の減量化を推進する。(環境部)
 5. ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行のリサイクルシステムを「拡大生産者責任制度」に立って抜本的に見直すよう国に求める。(環境部)
 6. 不正軽油の生成から大量に発生する硫酸ピッチや、地下水から法定基準値を超えて検出されるヒ素やセレンなどの有害物質による環境汚染を防止するとともに、事業者への立ち入り検査を実施し、違反者への厳格な指導と監督をおこなう。また、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させる。(環境部)
 7. 自動車排ガス対策を強化するため、次世代自動車など低公害車の普及を図るためにグリーン税制の一層の拡充を国に求める。(環境部)
 8. 大気汚染の原因となる微小粒子状物質PM_{2.5}の測定体制を強化し、一刻も早く環境基準を達成できるよう国に対策を求める。(環境部)
 9. 二酸化炭素(CO₂)削減に取り組む中小企業に対して資金面や技術開発面で支援措置を講ずるよう国に求める。(環境部)
 10. アスベストによる大気汚染防止対策について (環境部)
 - ①石綿使用施設の解体、解体作業等の立入調査や石綿濃度調査を徹底し、飛散防止に万全を尽くす。また、大気中の環境基準を定めるよう国に引き続き求める。
 - ②再生砕石へのアスベスト混入が疑われる事業(計画)では実態解明に万全を期すとともに、解体作業現場や再生砕石工場への立入調査を強化する。また、住宅等の解体時にアスベスト除去が適正に行われるよう解体工事について適正な請負価格で契約が行われるよう元請業者を指導する。(環境部)
 11. 温室効果ガス大口排出事業者に対しては削減計画の提出にとどまらず、県との協定を締結し、計画の達成を義務づける。(環境部)
 12. 比企丘陵、狭山丘陵、三富新田、見沼田んぼ、平林寺周辺など都市近郊緑地を開発から守るとともに、都市部に残されている貴重な山林や屋敷林についても積極的な保全対策を講ずる。相続税の納税猶予制度の創設など緑地保全にかかる税制上の優遇措置の拡大を国に求め

る。この地内の農業振興に特別の支援を行う（環境部、企画財政部、農林部）

13. 狭山丘陵「緑の森博物館事業」の所沢市域分と「生きものふれあいの里」スポットの公有地化を促進する。（環境部）
14. 川越、所沢、狭山、三芳の3市1町にまたがる通称「くぬぎ山」周辺の自然再生を図るため土地緑地法特別保全地区の公有地化を推進する。（環境部）
15. 水質汚濁が著しい河川、池・沼の総合的な浄化対策を関係自治体とともに推進する。（環境部）
16. 貴重な緑地空間として住民にとって憩いの場ともなっている調節池・調整池の多様な利用・調整を推進するために、関係自治体や利用者などによる協議会など設置に県がリーダーシップをとる。（環境部）
17. 家電リサイクル法の対象品目を拡大するとともに、回収からリサイクルに至るまで家電メーカーが責任を負うよう法改正を求める。また、容器包装リサイクル法についても、飲料等のメーカーにリターナブル容器の使用と空き容器のデポジット制度による回収を義務づけるよう法改正を国に求める。（環境部）

（5）自然エネルギーの推進で県内産業の振興を（10項目）

1. 原子力発電からの早期撤退を国に要望する。自然エネルギーの開発促進のため、発電電分離や固定買い取り価格の増額など、国の制度充実を要望する。（環境部）
2. 自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興をめざす「自然エネルギー推進基本条例」（仮称）制定に向けて検討を進める。（環境部）
3. 自然エネルギーの開発普及促進計画を、環境基本計画から独立させる。県民の自然エネルギー活用に関する相談にワンストップで対応できるよう、部局横断組織を確立し体制を強化する。（環境部）
4. 県の施設を活用したメガソーラー事業者選定においては、地元地域への貢献・利益還元を重視する。（環境部）
5. 太陽光発電とともに、多様な自然エネルギーを開発普及促進するために、太陽光発電で実施されている支援事業を、他のエネルギー開発促進にも拡充する。（環境部）
6. 自然エネルギーの開発にチャレンジする県民や団体にインキュベーション施設など県有施設を提供するとともに、研究・開発への支援を強化する。（環境部、産業労働部）
7. 自然エネルギー開発促進のための融資制度や市民ファンド創設を支援する。（環境部）
8. 下水処理施設において下水汚泥固形燃料化・消化ガス発電の研究をすすめる。（下水道局）
9. エネルギーの大量消費から脱却するために、エコタウン事業や啓発活動とともに、ヒートアイランド現象対策や緑化対策を強化する。（環境部）
10. 省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップ、深夜労働や生産施設の24時間稼働などに対する指導と規制を強める。（環境部）

IV. 子どもの成長を保障する教育と文化・スポーツの振興を

(1) 教育環境を整備し、みんなが分かる喜びを実感できる学校教育を (32項目)

1. 義務教育費国庫負担制度の廃止に反対する。(教育局)
2. 国の責任で「30人学級」に踏み出すよう国に求める。2002年度から実施している学級編制の弾力化方針を、学年進行で全ての学年に拡大する。(教育局)
3. 賃金や研修、人事などの処遇にリンクする、一般教職員に対する人事評価制度はやめる。教育活動に対する教職員の自主性や共同性、専門性を尊重した学校づくりを進める。(教育局)
4. 「教育に関する3つの達成目標」については、数値目標を学校に機械的に押し付けることなく、学校や家庭の自主的な取組を尊重する。(教育局)
5. 県教育委員会の実施する学力状況調査を中止するとともに、全国いっせい学力テストの中止を国に求める。(教育局)
6. 県内の公立小・中学校が学校教育の一環として実施している体験学習においては、自衛隊を対象にしないよう市町村教育委員会に助言する。(教育局)
7. 臨時的任用教職員の処遇改善をはかるとともに、正規採用枠を大幅に拡大して定数内臨時的任用教職員を計画的に縮小する。市町村費で採用した学校教職員の勤務条件等について実態調査を行い、賃金や労働条件の改善について助言・指導する。(教育局)
8. 市町村教育行政に携わる指導主事の人件費に対する県費助成を創設する。(教育局)
9. 教員採用試験について (教育局)
 - ① 臨時的任用教員特別選考、障害者特別選考枠を拡大する。
 - ② 教員採用試験に係る選考基準、システム、選考方法を原則としてすべて公開する。
 - ③ 教員採用試験の受験者本人に対しては二次試験を含めて全ての試験結果が詳細に分かるよう公開するとともに、採用試験の答案や採点結果等は少なくとも3年間は保管し、本人の開示にも応じる。
 - ④ 正規採用について年齢制限を撤廃する。
10. 地域に根ざした魅力ある県立高校づくりを地域や関係市町と一体で推進する。県立高校の統廃合は行わない。廃止した昼夜併設型の夜間定時制高校についても、希望者の多い地域については再設置や新設を検討する。(教育局)
11. 高校授業料無償化制度に所得制限を導入しないこと、私学を含め高校教育全体の無償化を実現することを国に求める。(教育局)
12. 県立高校の団体費や冷房費等の保護者負担の軽減対策を講じる。(教育局)
13. 県立学校に配分される学校管理費などの予算を増額する。(教育局)
14. 県立学校の事務職員を削減しない。これまでに削減した学校については元に戻す。(教育局)
15. 返済の必要ない給付制奨学金制度の創設を国に求めるとともに、県独自の給付制奨学金制度を創設する。(教育局)

16. 就学援助制度について、市町村および市町村教育委員会と連携して啓発を進める。生活保護基準の切り下げによって就学援助の対象外とされた世帯も引き続き制度を利用できるように市町村教育委員会に働きかけるとともに、県として財政支援を実施する。(教育局)
17. 騒音や大気汚染、ゴミの山による悪臭など環境の劣悪な学校については、防音対策や空調設備の整備やゴミ山の撤去など、児童・生徒が学習に集中できる環境を早急に整備する。(教育局)
18. 特別支援学校の過密や教室不足を解消するため、引き続き学校を新設する。川口特別支援学校をはじめ、特に教室不足が深刻な県南東部については早期に教室不足の解消をはかる。特別支援学校の高層化は行わない。(教育局)
19. 特別支援学校の良好な教育環境を確保するため、特別支援学校の学校設置基準を早急に策定するよう国に要望する。(教育局)
20. 県立盲学校、ろう学校をはじめ、特別支援学校の送迎バスを増車し、通学時間を短縮する。バス運行の民間委託をやめ、直営に戻す。(教育局)
21. 全ての小・中学校に特別支援教室を設置できるように市町村に対する支援策を講じる。(教育局)
22. 発達障害児のため支援担当教員の加配など体制を保障する。通級指導教室を、当面全市町村に複数の教室を設置できるように早急に対策を講じる。(教育局)
23. さわやか相談員の身分を保障するためにも全額県費負担制度を復活する。(教育局)
24. 不登校の児童・生徒のための通級指導教室に対する支援や、不登校者を支援するフリースクールなどNPOに対する財政支援を行う。様々な理由による義務教育未修了者のための夜間中学の設置に県がイニシアティブを発揮すること。(教育局)
25. 学校における子どもの安全を確保するために、「学校安全条例」(仮称)を定め、不審者対応を含めた安全対策のための専門職員の配置や施設改善を市町村と一体で取り組む。(教育局)
26. 青少年の非行や犯罪を防止し、健全な育成を支援する青少年相談員制度の充実と財政支援を図る。(県民生活部)
27. 県立高校普通教室へのエアコンの設置を計画的に推進する。また、小・中学校の普通教室へのエアコン設置を促進するため支援策を講じる。(教育局)
28. 学校のバリアフリー化および和式トイレの洋式への改修、障害者対応トイレの設置・拡充など施設改善を進める。県立学校で早急に実施するとともに、市町村を財政的に支援する。(教育局)
29. 学校施設や社会教育施設における石綿(アスベスト)の使用実態調査に基づいて石綿の除去など飛散防止対策の促進を図る。また、これらの対策に必要な財政措置を国に求める。退職者も含めて教職員の肺がん・中皮腫発症状況調査を行う。(教育局)
30. 私立高校運営費補助を大幅に引き上げる。私立学校父母負担軽減事業補助については、県外高校や特別支援学校に通学する世帯についても県内高校への通学者同様の補助金を支給する。奨学金返還免除規定を改定し、成績だけでなく失業や病気・障害などについても免除の対象にする。(総務部、教育局)

31. すべての外国人学校に対して、十分な補助金の支給を実施する。(総務部)
32. 私立幼稚園の全世帯に対する負担軽減のための補助を復活させる。(総務部)

(2) 文化的で豊かな生活を支える生涯学習・文化・スポーツの推進を（5項目）

1. 高齢者の豊かな文化生活を保障するため、県営施設利用料の高齢者減免制度を復活する。
(教育局、県民生活部、福祉部)
2. 地元の意向を無視した県立図書館の統廃合計画を中止するとともに、図書館の予算を大幅に増額する。(教育局)
3. 県立美術館・博物館について (教育局)
 - ①内容の充実をはかるため、関係予算を大幅に拡充する。学芸員の研究活動についても予算措置を実施し、学術研究の充実をはかる。
 - ②文化活動の拠点として文化遺産の保全・公開・展示の活動を充実させる。同時に、子どもの教育や生涯学習の拠点施設としての機能を十分果たせるよう、学芸員などスタッフの充実に努める。
 - ③高校生・大学生および18歳未満の利用者を拡大するため、無料で観覧できるコーナーを設けたり無料観覧日を設定したりするなどの対策を講じる。
4. 県文化振興基金を充実し、県民の自主的・創造的な文化芸術活動に対する助成を強める。
(県民生活部)
5. 国民体育大会などの大型イベント中心のスポーツ施策ではなく、青年やスポーツ愛好者の自主的な文化・スポーツ活動を保障する施設の整備や活動に対する公的支援を強める。(県民生活部・教育局)

V. 憲法と地方自治を守り、県民のための県政実現を

(1) 憲法9条の立場で、平和を守り発展させる県政を（6項目）

1. 防衛・外交をはじめ国政の重要問題で、国民の目と耳、口をふさぎ、日本を「海外で戦争する国」につくりかえることをめざす「秘密保護法」に反対する。(企画財政部)
2. 県平和資料館について (県民生活部)
 - ①「県民に戦争の悲惨さ及び平和の尊さを伝えることにより、県民の平和に対する意識の高揚を図り、もって平和な社会の発展に寄与する」との設置目的を達成する立場から、現地に権限を有する館長を置き、責任の所在を明らかにする。
 - ②科学的な研究を実施するために必要な職員体制と予算を確保するとともに、外部の専門家から助言を得るための機関を設置する。
 - ③県民から寄せられた資料についてはすべて適切に保管し、展示および研究に活用する。
 - ④展示内容については憲法9条の立場から、わが国の戦争被害の実相だけでなく、わが国がアジア諸国民に与えた加害の実相も含めて、県民に戦争と平和に関する客観的で科学的な情報を提供するものとする。

- ⑤幅広い県民および専門家の声を聞き取り、運営に生かすしくみを創設する。
3. 県主催の憲法記念行事を復活するとともに、学校教育などあらゆる機会をとらえて日本国憲法の普及・啓発に努める。(県民生活部)
4. 基地被害、安全対策について(企画財政部)
- ①入間基地周辺住民の騒音被害を低減するため、少なくとも早朝、夜間、日曜日、祝祭日及び年末年始の飛行を中止するよう国に求める。大型のC2輸送機配備計画に反対する。また、米軍の航空自衛隊入間基地の限定使用に反対する。
- ②住宅防音事業の対象区域については、第一種区域の指定基準の航空機騒音環境基準値である70WECPNLへ引き下げるよう国に求める。
- ③自衛隊朝霞駐屯地の演習に伴う周辺公共施設(学校等)の騒音被害を防止するため、屋内射撃訓練場の整備をはじめ、周辺公共施設の空調設備の整備に対する助成を国に強く働きかける。
- ④米軍大和田・所沢通信基地など、県内の米軍基地の全面返還や縮小を国に求めるとともに、関係市と連携して県民的な運動を展開する。
- ⑤米軍横田基地はもちろん沖縄や各地への垂直離着陸機オスプレイ配備に反対すること。国に迅速な情報公開を求めること。
- ⑥関東一円で行われている米軍C130の有視界低空飛行訓練の情報を収集し、関係自治体に提供すること。米軍・自衛隊、民間機が錯綜する空域での低空編隊飛行訓練の抑制を要望すること。
5. 国民保護計画にもとづく訓練は中止する。(危機管理防災部)
6. 陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報収集するとともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期す。大宮駐屯地は住宅地の中にあり、毒ガスの製造・研究に適した立地ではないため、早急に施設を撤去するよう国に求める。(危機管理防災部)

(2) 地方自治の花開く埼玉を(3項目)

1. 自治体の「広域化」を強制的にすすめて、住民と向き合う地方自治体の本来の役割をゆがめる道州制の推進に反対する。(企画財政部)
2. 県から市町村への権限移譲にあたっては、すでに実施した事務についての検証を行う。権限移譲の事務の実態に十分見合う分権推進交付金を手当とする。また、市町村にとって過度の負担となるような事務は移譲しない。補助金の整理合理化にあたっては市町村の財政に与える影響を十分考慮し、市町村との事前の協議を行う。(企画財政部)
3. 直轄事業費負担金制度の廃止を国に求めるとともに、県施行事業に要する経費の関係市町村の負担金を廃止する。(県土整備部)

(3) 女性の人権を尊重して、男女共同参画社会の実現を(3項目)

1. 県審議会委員等への女性の参画、県職員、教職員、警察職員等の管理職への登用を積極的に図るとともに、市町村での取り組みを支援する。(総務部、県民生活部、教育局、警察本

部)

2. 急増するDV（ドメスティック・バイオレンス）対策について（県民生活部）

- ①DV相談に対応するため、県婦人相談センターのいっそうの充実を図る。
 - ②市町村における配偶者暴力相談センターの設置を促進する。
 - ③DV被害者及びその同伴者を安全に保護するための公的シェルターの整備を図るとともに、民間シェルターに対する支援を強める。また、加害者更生の取り組みを強化する。
3. 県男女共同参画センターの拡充を図る。相談員の常勤化や設備の充実など機能を強化する。県内女性団体の連携強化を図るため、意見交換の場を設けるなど県としての積極的に役割を果たす。（県民生活部）

（4）県民の暮らしやすい県土づくりを（2項目）

1. ハツ場ダム建設中止と水源対策について（企画財政部）

- ①水道水の需要が減少しつつある現状などを踏まえ、ハツ場ダム（群馬県）建設については事業を中止する。
- ②ダム建設中止後も暫定水利権を継続できるよう国に求める。
- ③「公共事業の中止に伴う住民の生活再建・地域振興を促進する法律」（仮称）を制定し、計画地の地区住民への補償と生活再建、地域振興をはかるための施策の具体化を国に求める。

2. さいたま新産業拠点（SKIPシティ）B街区の整備については、県民・市民および地域住民の意見・要望を取り入れながら進める。（産業労働部）

（5）県職員の定数増と処遇改善で、県民に奉仕する県庁に（8項目）

1. 行政需要の増大や雇用確保に逆行する県職員の定数削減計画を中止し、県民サービスの向上と県職員、教職員の労働条件を改善するため、定数条例を改正し大幅な人員増をおこなう。全庁的に技術職員の養成と増加を図る。（企画財政部、教育局、企業局、病院局、下水道局）
2. 職員の長時間勤務を改善するとともに、メンタルヘルス対策を抜本的に強化する（企画財政部）
3. 政策立案や法令にもとづく県固有の業務については、民間委託を行わず、公務・公共サービスを守り充実する。（企画財政部）
4. 県出資法人の整理合理化や事業の見直しにあたっては、プロパー職員の雇用確保に責任を負い、失業者をつくらない。（企画財政部）
5. 県有地の未利用地については、大企業への払い下げや土地信託を行わず、公営住宅や福祉施設の建設用地など公共利用を優先する。当該自治体の希望を尊重する。（総務部）
6. 税滞納者への対応について（総務部）
 - ①滞納処分にあたっては、機械的な財産調査や差押えを行わない。居住生活や生産活動のための土地建物や生活必需品や用具、生業用の自動車や生産用品、生活存続・事業継続用の預金及び給料は基本的人権や生存権を保障するものであり、差し押さえはしない方針を明確にする。督促状などの送付にあたっては、赤色など視覚的にめだつ封筒等を使うことは

人権侵害につながるため、行わないよう市町村を指導する。

②取り立てに偏重した徴税業務に陥ることがないように、個人住民税市町村表彰は取り止める。

③滞納者の生活の実態や戸別の事情を十分把握した上で、きめ細やかな納税相談に応じる。

納税相談の際には、滞納者本人が同席を希望する第三者の立ち会いを認め、市町村にも立ち会いを認めるよう周知をはかる。

7. メーデーなどの県民行事において、県庁正門前スペースなどの利用を認める。(総務部)

8. 消費者行政推進費や消費生活相談等運営費など消費者保護のための予算を大幅に増額し、相談員の増員や消費生活支援センターの機能の充実を図るとともに、全ての市町村に消費生活センターを設置できるよう未設置の伊奈町と東秩父村への指導・援助を強める。消費者行政活性化基金の期間延長を国に働きかける。(県民生活部)

〔地域の個別要求〕

【上尾市】

1. 第二産業道路計画の全容を明らかにし、地域住民の要望にこたえながら進める。
2. 原市地内「武蔵野グランドホテル」脇交差点に信号機を設置する。
3. 小泉地内の都市計画道路交差点に信号機を設置する。
4. 旧中山道と川越上尾線の交差点付近の道路冠水を解消する。
5. 上尾蓮田線にかかる平塚橋と、上尾川越線にかかる国体橋の道路冠水を解消する。
6. 原市沼調節池の整備計画から、市民団体が管理運営している蓮池の部分はずす。
7. 精神障害者保健福祉手帳2級への補助を拡充する。
8. 西上尾第一団地1街区9号棟の目の前にある交差点が点滅式信号となったが、依然として事故が多く危険なため、定周期式信号機を設置する。

【川口市】

1. 芝川（旧芝川）、堅川、緑川、綾瀬川のヘドロ対策や水質浄化などで緑化・親水事業の促進をはかる。
2. 川口市管理の江川・前野宿川は貯水池を設置し水害・治水対策を進めているが、県管理の毛長川に合流することから、市と連携してさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組む。
3. 住民の意向を生かした生活道路の整備をはかる。
 - ①市道仁志町領家町線の西川口・並木地区の信号設置など安全対策を進める。
 - ②県道大間木蕨線、芝4丁目1丁目付近の水害対策を進める。
 - ③県道金明町鳩ヶ谷線の安行中学校脇交差点と草加市までの歩行者の安全対策を進める。
4. 川口市は中小企業集積地であるが景気回復が見込めず、厳しい経営状況が続いている。「埼玉県中小企業振興基本条例」の具現化はもとより川口市への特別な支援策を検討する。
5. 安心こども基金を公立保育所にも適用するよう国に求める。
6. 県立川口特別支援学校の過密化解消に向け教育環境の整備改善と川口市内への特別支援学校の新増設をする。
7. 県営安行原住宅の耐震化を急ぐ。

【久喜市】

1. 道路の整備について
 - ①県道川越栗橋線、歩道整備第3期工事を早急に進める。
 - ②国道125号線、間鎌地内に歩道を設置する。
 - ③県道幸手久喜線、県営住宅から青毛小学校に向かう箇所への歩道橋設置を検討する。
2. 上水道および下水道の料金を県内で統一する。
3. 南栗橋地域の液状化対策事業について
 - ①現地の被害実態を把握する。
 - ②国の液状化被害対策に関連する支援制度を適用する。

③県独自の支援策を検討する。

【鴻巣市】

1. 県道さいたま鴻巣線の本町5丁目の歩道に水たまりができるので改修する。加美2丁目付近の両側のデコボコを修繕する。
2. 県立羽生高校定時制の教室にエアコンを、保護者負担ではなく県の責任で設置する。
3. 保健所の職員を増やす。
4. 県として認可保育所への補助を増やす。

【越谷市】

1. 越谷特別支援学校の大規模化を解消するため、特別支援学校の増設をはかる。看護師、職員の増員をはかる。
2. 教職員の長時間勤務を改善するため、タイムレコーダーの導入を位置づける。
3. 市内県立高校の耐震化を計画的に進める。
4. 県道柿木線の拡幅で歩車道分離をはかり、歩行者の安全を確保する。
5. 県道平方線の整備促進をはかる。
6. 越谷レイクタウン駅前に交番を設置する。
7. 信号機を増設する。
 - ①武蔵野線沿い、光陽中学校東側の丁字路交差点。
 - ②桜井南小学校北東側の丁字路交差点。
8. 竜巻被害対策の充実をはかる。

【さいたま市】

1. さいたま赤十字病院に総合周産期医療機能を確保する。
2. 特定疾患患者の医療費を無料に戻す。
3. 後期高齢者検診において、心電図や貧血検査など検査項目を増やす。
4. すべての公立高校で30人学級をすみやかに導入する。
5. 希望者全員が入学できるような公立高校の入学試験制度の改革を行う。

【志木市】

1. 信号機の設置を進める。
 - ①県道ふじみ野朝霞線と市道2341号線の交差点（上宗岡1丁目18・17付近）。
 - ②市道1262号線、柏町1丁目6・7・9の交差点。

【草加市】

1. 県立草加高校定時制を廃止しない。
2. 新任教員の「経験人事」（5年での異動）や勤続7～10年での機械的な異動をやめる。
3. 県道越谷八潮線（産業道路）の歩道のバリアフリー化を促進する。

4. 安行街道（県道吉場安行東京線）に歩道を設置する（特に東京都に隣接する部分）。歩道に照明等を設置する。
5. 県道金明鳩ヶ谷線と国道4号の交差するところに右折帯を設置する。
6. 当面の間、多床室や一部ユニット型（小規模含む）の特別養護老人ホーム設置の申請があれば認める。
7. 松原団地の建て替えに合わせて県営住宅を整備する。松原3丁目、同4丁目は民間売却を予定しているが、県からの申し出があれば県に譲渡されるので、同地に福祉施設や教育施設などを整備する。
8. 県道川口草加線の河内掘の整備を早く実施する。
9. 草加市内の辰井川、毛長川、古綾瀬川の浚渫をおこなう。
10. 国道4号線西町交差点から草加南高校入口交差点までの区間に横断歩道と信号機を設置する。
11. 県道川口草加線と国道4号線の交差点の右折帯を早期に設置する。
12. 県道川口草加線と県土吉場安行東京線の柳島交差点拡張を早期に実施する。
13. 産業道路沿い、外環道から流山線までの歩道のバリアフリー整備を早期に実施する。

【秩父市】

1. 秩父郡市内10万人の人口に対し、産科医院が1院しかなく、里帰り出産はおろか、地元住民の出産需要にも応えられる状況になっていない。市立病院への産科の新設実現へ強力で支援する。
2. 県立皆野高校のグラウンドを芝生化する。同校ホッケー部のグラウンドは昔のままで、数キロはなれたハーフの芝グラウンドを借りて練習をしている。伝統あるホッケー部でインターハイや国体への出場を目指しているにもかかわらず、他校と同等の練習ができずに思うような成果があげられないまま卒業を迎えてしまう状況がある。また、試合遠征のための費用も不十分であり、引率教師の費用も一人分しか出ていない状況を改善する。
3. 市内の残土堆積場等への指導を強化する。特に田村の残土堆積場はその後も状況は改善されていない。また、吉田地域の土砂堆積現場は延長に次ぐ延長で規模も大きくなり、工期が平成27年にまで延びている。所沢や八王子ナンバーのダンプトラックが早朝から動いて、交通量が増えている。業者も代わっているようなので、監視を強める。
4. 吉田川の矢畑地内の砂防堰堤に設置されている魚道は大雨で増水するたびに砂利で埋まってしまい、枯れ魚道になってしまう。改良工事を早期に実施する。（県土整備事務所も現地確認をしている）
5. 県道37号線、皆野町大淵から秩父市下吉田久長の奈良川橋交差点までの拡幅改良を促進する。特に市町境界付近から奈良川橋交差点までは幅員が狭く、対向車が来ると止まって待っていなければすれ違いもできず、ダンプ・トラックの多い道路なので危険である。
6. 秩父市吉田と小鹿野町を結ぶ一本杉峠道路の開削に対する補助を予算化する。吉田側は市町村合併以前にすでに約4億円の予算を使っているが、工事が中断したままになっている。
7. 中津川林道（市道17号線）の県道指定を早期に実現する。

【所沢市】

1. 西武線狭山ヶ丘駅西口にある交番を東口へ移設する計画については、西口のほうが通行量が多いことから、現行の交番を残すか新設するかして西口にも交番を維持する。

【戸田市】

1. 荒川水循環センターの放射能汚染について
 - ①センター内に保管されている放射能汚染汚泥を早急に撤去する。
 - ②当面、敷地内に保管している焼却灰に関しては飛散防止のための施設に格納するなどして、フレコンバッグによる野ざらしでの管理は改める。
 - ③敷地境界の放射線量測定と公表は引き続き実施する。
 - ④今後も住民説明会を適宜実施する。
 - ⑤労働者の累積放射線量の測定と記録を行う。
2. 新曽第二区画整理地内の県有地に県営住宅を建設する。
3. 後期高齢者医療保険制度について、国民健康保険で実施している保養施設宿泊利用助成を、同様の条件で利用できるようにする。
4. 福祉三医療（乳幼児、重度心身障害者、ひとり親）の市町村補助率を元に戻す。
5. 下水道の合流地域でも分流地域のように集中豪雨時に雨水を河川に直接排水できるようにする。
6. 県立戸田公園の街路灯の照明時間を延長する。
7. 戸田ボートコース内の夾竹桃を移植し、ボートコース北側道路から水辺が見えるよう整備する。
8. 県道朝霞蕨線の美女木地内における歩道の整備を進め、歩行者の安全対策をはかる。
9. 県が実施した太陽光発電のコスト低減化事業を、正式な補助事業として実施する。

以上

2013年11月6日

日本共産党埼玉県委員会

委員長 小松崎 久仁夫

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下 礼子

2014年度埼玉県の施策並びに予算編成に対する 重点要望・提案の提出について

日本共産党埼玉県委員会と日本共産党埼玉県議会議員団は本日、上田清司埼玉県知事に「2014年度埼玉県の施策並びに予算編成に対する重点要望・提案」を手渡し、懇談しました。出席者は、日本共産党側は荻原初男・埼玉県委員会書記長、柳下礼子県議団長と村岡正嗣県議団幹事長、県側は上田知事、塩川修、岩崎康夫の両副知事、中野晃企画財政部長、宍戸信敏知事特別秘書です。

今回提出の「重点要望・提案」は「安全・安心、防災の埼玉の実現を」「国の悪政から県民の命と暮らし、人権を守る県政の実現を」など5つのテーマにまとめました。重点要望・提案は206項目340件になります。

席上、荻原書記長は「県民の暮らしがこれほど不安だらけだったことはかつてない。県は暮らし、福祉、命を守ることに全力を尽くしてほしい」と述べました。

柳下団長は、医師数が人口比で全国最低という埼玉県の医師不足を解消するため、県立大学への医学部設置に県の総力をあげるべきだと要請。上田知事は、医学部設置のために必要となる付属の総合病院を誘致する前提として、現状では誘致の妨げとなっている病床基準制度の見直しに全力をあげていると答えました。

村岡幹事長は、重層下請構造となっている建設産業における末端下請および労働者の低賃金解消のため、現場の実態や解決のための知恵を出し合う、行政や労使の代表者などで構成する協議会の創設を提案しました。上田知事は、末端下請・労働者の代表から県当局が実態を聞き取るヒアリング形式を逆提案し、「それはやりましょう」とその場で実施を表明しました。

「重点要望・提案」の主な内容は以下の通りです。

- ・ 竜巻で家屋に被害を受けた被災者が民間賃貸住宅に入居した場合について、県として家賃等の支援を行う。
- ・ 県独自の被災者生活再建支援制度を早急に創設し、竜巻被災地にさっそく適用する。
- ・ 市町村などの消防職員や装備が基準を満たすよう、市町村への財政支援を強化する。県主導による消防本部の広域化をやめる。
- ・ 西武秩父線など5路線を廃止する動きに対しては、住民の交通手段を確保する立場から、廃止しないよう事業者に要請するとともに、国にも働きかける。
- ・ 介護、保育など福祉施設の人材不足解消のため、福祉施設職員の処遇改善をはかるため、県

の民間社会福祉施設等職員処遇改善費補助（2005年度廃止）を復活する。

- ・人口比で全国一医師数が少ない現状を解消するため、埼玉県立大学への医学部設置の実現へ総力をあげる。国に対して、医学部の新設を認めるよう強力に働きかける。
- ・重層下請構造となっている建設産業における末端下請および労働者の低賃金解消へ、行政や労使代表などで構成する検証のための協議会を創設する。
- ・自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興をめざす「自然エネルギー推進基本条例（仮称）制定に向けて検討を進める。

【参考 「重点要望・提案」の構成】

I 安全・安心、防災の埼玉の実現を

- (1) 竜巻被災者の生活再建支援に全力を（2項目）
- (2) 引き続き東日本大震災被災者への支援と放射能対策を（3項目）
- (3) 減災を基軸とした防災対策を（3項目）
- (4) 安全・安心なまちづくりを（10項目）
- (5) 交通安全の推進と交通環境の整備を（14項目）

II 国の悪政から県民の命と暮らし、人権を守る県政の実現を

- (1) 生存権を保障する社会保障の充実を（10項目）
- (2) すべての人が安心して暮らせる医療・介護・障害者福祉を（18項目）
- (3) 医師不足を解消し、安心して医療を受けられる体制づくりを（9項目）
- (4) 「住まいは人権」の立場で住宅政策の充実を（4項目）

III 地域産業を振興し、人間らしく働ける埼玉を

- (1) すべての中小企業を視野に入れた産業振興政策を（18項目）
- (2) 人間らしく働ける環境整備と雇用の確保を（12項目）
- (3) TPP参加に断固反対し、埼玉農林業の振興を（17項目）
- (4) 緑豊かで公害のない埼玉県を（17項目）
- (5) 自然エネルギーの推進で県内産業の振興を（10項目）

IV 子どもの成長を保障する教育と文化・スポーツの振興を

- (1) 教育環境を整備し、みんなが分かる喜びを実感できる学校教育を（32項目）
- (2) 文化的で豊かな生活を支える生涯学習・文化・スポーツの推進を（5項目）

V 憲法と地方自治を守り、県民のための県政実現を

- (1) 憲法9条の立場で、平和を守り発展させる県政を（6項目）
- (2) 地方自治の花開く埼玉を（3項目）
- (3) 女性の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現を（3項目）
- (4) 県民の暮らしやすい県土づくりを（2項目）
- (5) 県職員の定数増と処遇改善で、県民に奉仕する県庁に（8項目）

以上206項目（340件）

以上